

目標 3 : 取締りの強化

1. 現状と課題

(1) 現 状

ア 県内の検挙状況について

令和 3 年中の県内における薬物事犯の検挙人員は 714 人と令和 2 年と比べ 15 人増加した。そのうち、覚醒剤事犯の検挙人員は 376 人と令和 2 年と比べ 10 人減少しており、全薬物事犯の検挙人員の 52.7%を占めている。また、再犯者は、376 人中 234 人と 62.2%を占めている。

大麻事犯の検挙人員は 312 人と令和 2 年と比べ 13 人増加した。そのうち、30 歳未満が 226 人と検挙人員の 72.4%を占めており、若年層を中心に大麻乱用が認められる。

シンナーによる少年の検挙は 0 人となっている。(表 3-1、3-2、3-3、3-4)

イ 密売方法について

携帯電話やインターネットの急速な普及により、これらを利用した密売方法がより巧妙化し、乱用者にとっては薬物がより容易に入手できるようになっている。

ウ 危険ドラッグについて

危険ドラッグ販売店に対する警察、近畿厚生局麻薬取締部、県等による指導、取締りの強化、及び「薬物の濫用の防止に関する条例」制定による規制強化等により、県下で最高 35 か所あった販売店を平成 27 年 2 月末に全て廃業させるに至った。

一方で、危険ドラッグの販売形態が、これまでの店頭販売型からインターネットや携帯電話を利用した無店舗・配達形式に移行しているとも言われ、その存在や販売方法が巧妙化・潜在化することが懸念されている。

エ 正規流通医薬品等について

我が国の医療用の麻薬等による不正使用事犯は非常に少ない。これは、厳格な法規制や、厳正な取扱いの徹底の浸透により、不正な使用や譲渡が防止されたためであるといえる。

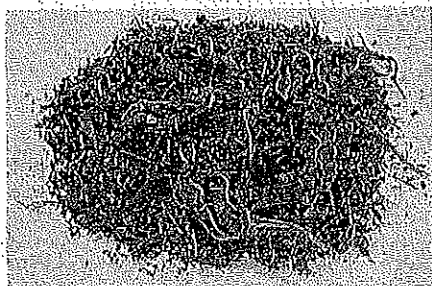
しかし、平成 30 年には、県内で複数薬局を経営する薬剤師が、利益を上げるために、適法に薬局で購入した向精神薬等を自ら各薬局から持ち出し、インターネットを介して知り合った密売人に不正販売し、密売人がそれを一般客に転売することで、それぞれが利益を得るといった不正譲渡事案等が発生している。

また、濫用等のおそれのある医薬品成分を含む市販薬の乱用の実態も、一部報告されており、注意が必要である。

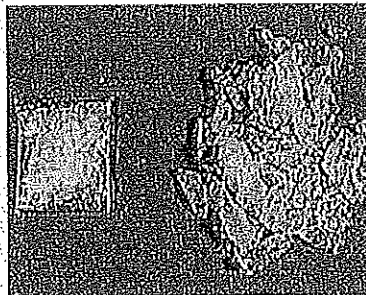
(2) 課 題

- ア 薬物事犯検挙者数が高水準で推移している。
- イ 若年層を中心とした大麻乱用の増加が続いている。
- ウ 携帯電話やインターネットの悪用等密売方法が巧妙化している。
- エ 危険ドラッグ販売店等が潜在化している。
- オ 向精神薬の不正流通及び乱用事案に加えて、その悪用による凶悪犯罪等が見られる。
- カ 濫用等のおそれのある医薬品成分を含む市販薬は、簡単に購入できてしまう。

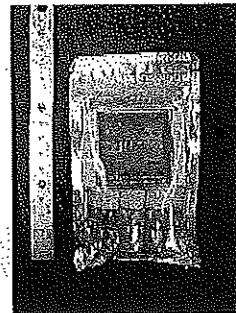
乾燥大麻 (マリファナ)



覚 醒 剤



危険ドラッグ



2 「目標3：取締りの強化」のための対策と取組内容

対 策	取 組 内 容
(1) 組織犯罪対策の推進	・ 薬物犯罪組織の壊滅(警、近麻、海保) ・ 暴力団等による密輸・密売の取締り(警、近麻、海保) ・ 上部被疑者への突き上げ捜査の徹底(警、近麻、海保) ・ 組織的な密輸・密売事犯に重点指向した取締り(警、近麻)
(2) 犯罪収益対策の推進	・ 麻薬特例法等を活用した捜査の推進(警、近麻、海保) ・ 犯罪収益の没収・追徴等犯罪収益対策の推進(警、近麻)
(3) 巧妙化する密売方法への対応	・ 取締用装備、資器材等の拡充(警、近麻) ・ サイバー空間からの薬物密売事犯の根絶(警、近麻)
(4) 末端乱用者に対する取締りの徹底	・ 薬物末端乱用者に対する取締りの徹底と突き上げ捜査の推進(警、近麻) ・ 大麻、シンナー等薬物乱用少年の取締り、たまり場等の総点検活動(警、近麻)
(5) 正規流通の指導監督の徹底	・ 危険有害な化学物質を製造・取扱う事業場に対する監督指導等による労働者の健康障害の防止(労) ・ 麻薬等取扱施設への立入検査(近麻、保医) ・ 向精神薬の不正流通等の情報収集と関係機関との連携強化(医、薬、警、近麻、保医、保) ・ 麻薬・覚醒剤等取扱者に対する説明会(医、薬、保医) ・ 毒物劇物営業者に対する立入検査(保医、保) ・ 濫用等のおそれのある医薬品を販売する際のルール of の徹底(保医、薬)
(6) 関係機関の連携強化	・ 兵庫県薬物乱用防止対策推進会議の設置・運営(保医)
(7) 危険ドラッグ等、多様化する乱用薬物に関する監視指導等の強化	・ 大麻等薬物の危険性・有害性等についての広報啓発(警、近麻、保医、保他) ・ 乱用薬物に関する情報提供・広報啓発活動の推進(警、近麻、保医、保他) ・ 危険ドラッグ販売店等への立入検査、指導(警、近麻、保医、保) ・ 危険ドラッグを販売する店舗や薬物乱用の場所となる深夜営業飲食店等の実態把握と取締り(警、近麻、保医) ・ 危険ドラッグの買上、検査(近麻、保医)

「警」は、警察、「近麻」は、近畿厚生局麻薬取締部、「海保」は、神戸海上保安部、「保医」は、県保健医療部、「保」は、保健所設置市、「労」は、兵庫労働局、「医」は、県医師会、「薬」は、県薬剤師会

3 指標

表 3-1 薬物事犯検挙人員状況（兵庫県）

区分 \ 年別	H29	H30	R1 (H31)	R2	R3
薬物事犯	595	665	657	699	714
覚醒剤事犯	379	386	378	386	376
大麻事犯	189	269	265	299	312
麻薬・向精神薬・あへん事犯	27	10	14	14	26
錠剤型麻薬 (MDMA)	0	0	0	1	14

兵庫県警察本部調べ

薬物事犯検挙人員状況（全国）

区分 \ 年別	H29	H30	R1 (H31)	R2	R3
薬物事犯	13,542 (14,019)	13,862 (14,322)	13,364 (13,860)	14,079 (14,567)	13,862 (14,408)
覚醒剤事犯	10,113 (10,284)	9,868 (10,030)	8,584 (8,730)	8,471 (8,654)	7,824 (7,970)
大麻事犯	3,008 (3,218)	3,578 (3,762)	4,321 (4,570)	5,034 (5,260)	5,482 (5,783)
麻薬・向精神薬・あへん事犯	421 (505)	416 (528)	459 (558)	574 (638)	556 (655)
錠剤型麻薬 (MDMA)	42	50	82	201	221

兵庫県警察本部調べ

() は、警察庁、厚生労働省、海上保安庁 (厚生労働省集計) 調べの数値

表 3-2 兵庫県における大麻事犯年齢別検挙状況

年別 年齢別	R2		R3		増減
	検挙人員	構成比	検挙人員	構成比	検挙人員
合 計	299		312		+13
20 歳未満	70	23.4%	57	18.3%	-13
20 歳～29 歳	157	52.5%	169	54.2%	+12
30 歳～39 歳	50	16.7%	57	18.3%	+7
40 歳～49 歳	17	5.7%	24	7.7%	+7
50 歳以上	5	1.7%	5	1.6%	0

兵庫県警察本部調べ

表 3 - 3 薬物乱用少年の推移 (兵庫県)

区分 \ 年別	H29	H30	R1 (H31)	R2	R3
薬物乱用少年	44	60	42	79	67
うち覚醒剤	2	4	3	6	10
うち大麻・麻薬等	38	52	39	73	57
うちシンナー	4	4	0	0	0

兵庫県警察本部調べ

薬物乱用少年の推移 (全国)

区分 \ 年別	H29	H30	R1 (H31)	R2	R3
薬物乱用少年	413	556	744	1,046	1159
うち覚醒剤	91	96	97	96	115
うち大麻・麻薬等	311	453	646	947	1040
うちシンナー	11	7	1	3	4

(注) シンナーは、毒物及び劇物取締法の吸入及び吸入目的所持事犯（興奮作用等有する毒劇物の摂取・所持）のみを計上した。

兵庫県警察本部調べ

表 3 - 4 兵庫県における薬物事犯の初犯者検挙状況 (人員)

区分 \ 年別	H29	H30	R1 (H31)	R2	R3
薬物事犯 (麻薬、大麻、覚醒剤)	595	665	657	699	714
うち初犯者	341	413	395	430	443
構成比 (%)	57.3%	62.1%	60.1%	61.5%	62.0%
覚醒剤事犯	379	386	378	386	376
うち初犯者	149	160	148	154	142
構成比 (%)	39.3%	41.5%	39.2%	39.9%	37.8%
大麻事犯	189	269	265	299	312
うち初犯者	165	244	233	267	276
構成比 (%)	87.3%	90.7%	87.9%	89.3%	88.5%

兵庫県警察本部調べ

表 3 - 5 薬物押収量(兵庫県)

区分\年別	H29	H30	R1	R2	R3	増減
覚醒剤(g)	511.8	147.7	4,233.6	6,151.6	405.4	-5,746.2
乾燥大麻(g)	6,370.8	16,628.4	4,782.9	1,293.6	2,793.0	+1,499.4
大麻草	(本)	136	227	234	1,835	218
	(g)	327.2	465.9	309.0	17,240.3	124.4
大麻濃縮物(g)	—	—	—	—	123.7	—
大麻樹脂(g)	145.0	2.3	0.6	274.3	0.0	-274.3
コカイン(g)	1.8	1.5	9.5	15.5	0.8	-14.7
ヘロイン(g)	0.0	0.6	1.2	14.2	0.0	14.2
MDMA(錠)	2	1	2	12	9,027	+9,015

兵庫県警察本部調べ

薬物押収量(全国)

区分\年別	H29	H30	R1	R2	R3	増減
覚醒剤(kg)	1,118.1	1,138.6	2,293.1	437.2	688.8	251.6
乾燥大麻(kg)	176.3	280.4	350.2	265.1	329.7	64.6
大麻草	(本)	17,324	4,456	8,074	9,893	7,301
	(kg)	67.5	23.0	33.2	37.9	17.8
大麻濃縮物(kg)	—	—	—	—	22.2	—
大麻樹脂(kg)	20.7	2.9	12.8	3.4	2.1	-1.3
コカイン(kg)	9.6	42.0	34.9	23.4	10.0	-13.4
ヘロイン(kg)	70.3	0.0	0.0	14.8	0.0	-14.8
MDMA(錠)	3,109	12,274	73,874	90,218	54,192	-36,026

兵庫県警察本部調べ

表 3 - 6 薬物事犯検挙人員に占める暴力団・来日外国人関係者数

		H29	H30	R1(H31)	R2	R3
兵庫県	検挙人員	595	665	657	699	714
	うち暴力団関係者	178	163	144	160	137
	比率(%)	29.9%	24.5%	21.9%	22.9%	19.2%
	うち外国人	44	36	28	34	41
	比率(%)	7.4%	5.4%	4.3%	4.9%	5.7%
全国	検挙人員	13,542	13,862	13,364	14,079	13,862
	うち暴力団関係者	5,562	5,457	4,576	4,387	3,892
	比率(%)	41.1%	39.4%	34.2%	31.2%	28.1%
	うち外国人	1,058	1,018	1,163	888	1,086
	比率(%)	7.8%	7.3%	8.7%	6.3%	7.8%

兵庫県警察本部調べ

表 3－7 麻薬・向精神薬の盗難、所在不明等件数

麻 薬		H28	H29	H30	R1	R2
全 国	盗 難	8	12	5	3	2
	所在不明	318	257	331	295	310
兵庫県	盗 難	0	0	0	0	1
	所在不明	7	10	8	8	11

向精神薬		H28	H29	H30	R1	R2
全 国	盗 難	22	20	22	22	35
	所在不明	23	24	31	25	31
	詐 取	32	67	46	53	52
兵庫県	盗 難	0	1	0	0	0
	所在不明	0	2	0	2	3
	詐 取	1	1	2	2	0

厚生労働省、兵庫県調べ

表 3－8 兵庫県における麻薬、向精神薬、覚醒剤等取扱者への立入検査状況 (令和 3 年度)

	立入検査			違反発見		違反処分		
	対象数	実施数	%	箇所	%	嚴重注意	行政処分	送致
麻	5,092	440	8.6	2	0.5	0	0	1
向	対象数	実施数	%	箇所	%	嚴重注意	行政処分	送致
	3,262	573	17.6	0	0	0	0	0
覚	対象数	実施数	%	箇所	%	嚴重注意	行政処分	送致
	2,785	466	16.7	0	0	0	0	0

兵庫県調べ

目標4：密輸対策の強化

1 現状と課題

(1) 現 状

全国の税関における摘発状況(表4-1、表4-2)

令和3年中の不正薬物全体の摘発件数は833件(前年比12%増)と増加し、押収量は約1.138kg(前年比41%減)と減少した。不正薬物全体の押収量は、6年連続で1トンを超え、深刻な状況となっている。

[覚醒剤事犯]

・ 摘発件数は95件(同32%増)、押収量も約912kg(同12%増)と共に増加した。

- ・ 押収した覚醒剤は、薬物乱用者の通常使用量で約3,040万回分、末端価格にして約547億円に相当する。

[大麻事犯]

・ 大麻草の摘発件数は94件(同9%増)と増加し、押収量は約22kg(同56%減)と減少した。

- ・ 大麻樹脂等(大麻リキッド等の大麻製品を含む。)は、摘発件数が105件(同11%減)あり、その内、大麻リキッドが81件と大宗を占めた。

- ・ 大麻樹脂等の押収量は約132kg(同72%増)と大幅に増加した。

[麻薬事犯]

- ・ MDMAの摘発件数は81件(同9%増)、押収量は錠剤型が約12万7千錠(同42%増)、その他の形状が約27kg(同約16.2倍)といずれも増加した。

- ・ コカインの摘発件数は34件(同26%増)と増加し、押収量は約14kg(同98%減)と大幅に減少した。

(2) 課 題

ア 不正薬物の密輸入隠匿手口の多様化への対応

イ 広域的な事案に対する関係機関との連携

ウ 民間からの不審情報提供への対応等、官民一体となった取組みの推進

2 【目標4：密輸対策の強化】のための対策と取組内容

対 策	取 組 内 容
(1) 密輸等に関する情報収集の強化	・ 街頭キャンペーンを行い、広く一般県民に広報し、密輸等の情報提供の呼びかけ（警、税、海保） ・ 税関協力員等、民間との協力関係構築による情報収集の強化（税、海保） ・ 国際情報センター室を通じた国際的な情報交換（税）
(2) 密輸取締体制等の強化・充実	・ 積極的な管内小規模港湾・漁港の巡視警戒（海保） ・ 神戸税関では春、秋、年末に取締強化期間を定め、関係機関との情報交換を行い、密輸取締体制等の強化を推進（税） ・ 神戸海上保安部では関係機関との情報交換を行い、密輸取締体制等の強化を推進（海保） ・ 貨物、旅客、乗組員等にかかる事前情報を早期入手し、検査対象を絞った重点的な取締りの実施（税） ・ 監視艇、麻薬探知犬、大型X線検査装置等の取締機器を活用した密輸取締り（税）
(3) 更なる密輸ルート の 解明と海空路による密輸への対応の充実強化	・ 関係取締機関との更なる連携強化（警、近麻、税、海保）

「警」は、警察、「近麻」は、近畿厚生局麻薬取締部、「税」は、神戸税関、「海保」は、神戸海上保安部

3 指標

表4-1 主な不正薬物の密輸摘発実績（全国の税関摘発分）

		平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	前年比
覚醒剤	件	151	169	425	75	95	132%
	kg	1,159	1,159	2,587	811	912	112%
大 麻	件	171	218	242	24	199	98%
	kg	131	156	82	126	153	122%
	大麻草	115	128	110	86	94	109%
		117	143	61	49	22	44%
	大麻樹脂等	56	90	132	118	105	89%
		13	13	21	76	132	172%
あへん	件	-	-	-	-	1	全増
	kg	-	-	-	-	4	全増
麻薬	件	178	225	209	167	230	138%
	kg	82	161	656	822	51	6%
	千錠	2	32	61	90	130	145%
	ヘロイン	6	8	5	2	-	全減
		70	1	17	0	-	全減
	コカイン	24	58	52	27	34	126%
		10	153	638	820	14	2%
	MDMA 等	48	59	67	74	81	109%
	kg	0	5	0	2	27	16.2 倍
	千錠	2	32	61	90	127	142%
	その他麻薬	92	100	85	64	116	180%
	kg	1	2	0	1	11	12.4 倍
	千錠	0	1	0	0	3	20.5 倍
向精神薬	件	17	38	6	2	6	300%
	kg	0	0	-	-	0	全増
	千錠	4	26	0	1	1	131%
指定薬物	件	275	221	165	300	302	101%
	kg	8	17	14	169	17	10%
合計	件	784	871	1,047	745	833	112%
	kg	1,380	1,493	3,339	1,028	1,138	59%
	千錠	6	58	61	91	132	144%
(参考)使用回数	万回	4,638	4,427	10,957	5,530	3,237	59%

鉄砲	件	7	8	-	3	1	33%
	丁	19	10	-	3	1	33%
うち拳銃	件	6	7	-	3	1	33%
	丁	18	9	-	3	1	33%
拳銃部品	件	3	1	-	-	1	全増
	丁	4	1	-	-	1	全増

- (注) 1. 令和元年は、平成 31 年から令和元年 12 月を示す。以下同じ。
2. 税関が摘発した密輸事犯のほか、警察等他機関が摘発した事件で、税関は当該事件に関与したものを含む
3. 覚醒剤は、覚醒剤及び覚醒剤原料の合計を示す。
4. 大麻樹脂等は、大麻樹脂のほか、大麻リキッド・大麻菓子等の大麻製品の合計を示す。
5. MDMA 等は、MDMA、MDA 及び MDE の合計を示す。
6. (参考)使用回数は、以下の不正薬物について、乱用者の通常の一回分使用量をもとに換算し、合計したものである。
(覚醒剤：0.03g、大麻草：0.5g、大麻樹脂：0.1g、ヘロイン：0.01g、コカイン：0.03g、MDMA 等及び向精神薬：1錠)
7. 端数処理のため数値が合わないことがある。
8. 数量の表記について、「0」とは 500g または 500 錠未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。
9. 指定薬物については、平成 27 年 4 月以降の実績を計上。
10. 令和 3 年の数値は速報値である。

表4-2 主な不正薬物の密輸形態別摘発件数（全国の税関摘発分）

(件)

形態別	年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	前年比	構成比
航空機旅客による密輸入		214	243	388	70	24	34%	3%
国際郵便物を利用した密輸入		526	557	520	556	686	121%	82%
商業貨物を利用した密輸入		36	58	127	107	123	114%	15%
	航空貨物	32	46	121	95	108	114%	13%
	海上貨物	14	12	6	12	15	115%	2%
船員等による密輸入		8	13	11	-	-	-	-
合計		784	871	1,047	733	833	112%	100%

(注) 航空機旅客には、航空機乗組員を含み、船員等には、洋上取引、船舶旅客を含む。また、商業貨物には、別送品を含む。

表4-3 覚醒剤の密輸形態別摘発実績（全国の税関摘発分）

(上段：件、下段：kg)

形態別	年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	前年比	構成比
航空機旅客による密輸入		99	81	229	23	5	22%	5%
		190	160	427	54	35	65%	4%
国際郵便物を利用した密輸入		38	52	85	23	33	143%	35%
		96	50	188	14	52	360%	6%
商業貨物を利用した密輸入		11	23	109	26	57	219%	60%
		398	948	367	733	825	111%	91%
	航空貨物	10	13	107	20	50	250%	53%
		48	22	325	93	199	193%	22%
	海上貨物	1	10	2	6	7	117%	7%
		351	926	43	639	626	98%	69%
船員等による密輸入		3	3	2	-	-	-	-
		475	0	1,606	-	-	-	-
合計		151	169	425	72	95	132%	100%
		1,159	1,159	2,587	800	912	112%	100%

(注) 1. 航空機旅客には、航空機乗組員を含み、船員等には、洋上取引、船舶旅客を含む。また、商業貨物には、別送品を含む。

2. 端数処理のため数値が合わないことがある。

3. 数量の表記について、「0」とは500g未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。

表4-4 覚醒剤の仕出地別摘発実績（全国の税関摘発分）

（上段：件、下段：kg）

年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	構成比	合計
仕出地							
アジア	76 925	85 1,031	204 283	29 153	30 531	32% 58%	423 2,922
マレーシア	14 21	22 63	69 107	4 14	11 65	12% 7%	120 271
タイ	21 27	18 174	87 87	7 120	7 13	7% 1%	140 422
ベトナム	2 0	4 3	4 4	8 3	4 4	4% 0%	22 15
中国（香港・マカオを含む）	20 853	11 404	4 3	4 11	3 445	3% 49%	42 1,716
中国	10 8325	6 157	1 0	1 2	1 15	1% 2%	19 1,008
香港	10 19	5 247	2 1	3 9	2 430	2% 47%	22 706
マカオ	-	-	1 2	-	-	-	1 2
フィリピン	-	1 2	10 16	-	2 0	2% 0%	13 17
ラオス	-	3 3	9 36	1 2	1 3	1% 0%	14 44
パキスタン	0	-	-	-	1	1%	2
韓国	-	4 8	4 6	-	1	1%	9 13
台湾	7 2	9 345	6 0	4 1	-	-	30 353
カンボジア	5	7 21	4 10	-	-	-	13 35
中東	7 12	4 4	24 109	7 28	6 54	6% 6%	48 206
トルコ	6 11	2 3	11 15	2 6	3 6	3% 1%	24 41
アラブ首長国連邦	1 0	1 1	9 23	2 16	2 45	2% 5%	15 85
イラン	-	-	4 70	2 4	1 3	1% 0%	7 77
アフリカ	16 72	7 54	19 70	5 259	8 28	8% 3%	55 483
南アフリカ	3 22	2 4	7 14	4 258	6 12	6% 1%	22 311
ガーナ	3 7	-	-	-	1 10	1% 1%	4 17
ナイジェリア	-	1 15	-	-	1 6	1% 1%	11 68
欧州	22 26	28 18	43 47	10 14	24 27	25% 3%	127 132
イギリス	1 2	5 11	14 9	3 8	9 13	9% 1%	32 42
オランダ	9 3	10 0	3 0	2 0	5 0	5% 0%	29 3
フランス	-	-	3 4	-	4 2	4% 0%	7 6
ドイツ	7 9	7 4	7 12	1 0	2 10	2% 1%	24 35
ベルギー	-	5 0	1 2	1 6	2 1	2% 0%	9 9
ウクライナ	-	-	-	-	1 0	1% 0%	1 0
アイルランド	-	-	-	-	1 1	1% 1%	1 1
北米	19 111	34 43	111 336	12 245	19 81	20% 9%	195 815
米国	12 96	26 37	61 126	9 1	14 75	15% 8%	122 336
カナダ	7 15	8 5	50 209	3 244	5 6	5% 1%	73 480
中南米	6 14	9 9	22 138	9 111	8 192	8% 21%	54 454
メキシコ	6 14	9 9	22 138	9 111	8 192	8% 21%	54 454
オセアニア	1 0	-	-	-	-	-	1 0
不明	5 0	2 0	2 1,605	-	-	-	9 1,605
合 計	151 1,159	169 1,159	425 2,587	72 811	95 912	100% 100%	912 6,627

（注）1. 端数処理のため数値が合わないことがある

2. 仕出地の内訳は、主だった国、地域を記している。

3. 数量の表記について、「0」とは500g未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。